

喜連川社会復帰促進センター等運営事業を，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき，特定事業として選定したので，PFI法第8条の規定により，客観的な評価の結果を公表する。

平成18年10月13日

法務大臣 長勢 甚遠

喜連川社会復帰促進センター等運営事業
特定事業の選定について

1. 事業の名称

喜連川社会復帰促進センター等運営事業

2. 公共施設等の管理者等

法務大臣 長勢 甚遠

3. 事業の内容

喜連川社会復帰促進センター等運営事業(以下「本事業」という。)においては、選定事業者(以下単に「事業者」という。)は、実施方針のとおり、以下の業務を実施する。

(1) 喜連川社会復帰促進センター(以下「センター」という。)とセンターに係る国家公務員宿舎の維持管理に関する業務

(2) センターの運営に関する業務の一部

(3) 黒羽刑務所(以下「黒羽刑」という。)の運営に関する業務の一部

4. 事業方式

事業者が、PFI法に基づき、センター及びセンターに係る国家公務員宿舎の維持管理業務、センターの運営業務の一部並びに黒羽刑の運営業務の一部を実施する。事業者は、当該業務の実施に必要な設備・備品の一部を整備し、事業期間終了後に国に無償で譲渡する。

5. 事業期間

契約締結日から平成34年3月31日までの期間とする。

6. 事業者の収入

国は、事業者が実施する本事業に要する費用について、事業契約に基づき物価変動等を勘案して定める額を、維持管理・運営期間にわたり事業者を支払う。

なお、事業者は、購買業務、職員食堂運営業務の実施により得られる収入を自らの収入とすることができる。

7. 公共施設等の立地条件及び規模

センター

施設用途	刑務所
地名地番	栃木県さくら市喜連川5547番地
敷地面積	約42万㎡
用途地域等	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
規模（延床面積合計）	刑務所施設：約71,200㎡ 職員宿舎：約12,100㎡

黒羽刑

施設用途	刑務所
地番地名	栃木県大田原市寒井1466番地2号
敷地面積	約21万㎡
用途地域等	指定なし
建ぺい率	70%
容積率	400%
規模（延床面積合計）	刑務所施設：約62,300㎡ 職員宿舎：約10,500㎡

8. PFI事業として実施することの定量的効果

本事業について、その実施方針に基づき、国が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較し、PFI事業により得られる定量的効果について分析を行った。

なお、以下の前提条件は、仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(1) 前提条件

ア 国が直接実施する場合

- 次の費用を対象とする。

維持管理に関する業務	（センター） 建築物保守管理業務費，建築設備運転監視業務費，修繕業務費
運営に関する業務（実施方針に定めるもの）	（センター） 総務業務費，収容関連サービス業務費，警備業務費，作業業務費，教育業務費，医療業務費，分類事務支援業務費 （黒羽刑） 総務業務費，収容関連サービス業務費，警備業務費，作業業務費，教育業務費，分類事務支援業務費

- これらの費用について、類似施設の運営実績等に基づき積算する。

- ・ 事業者に移転するリスクの調整
物価リスク等を含む主要なものについて，それぞれの発生確率及び影響度を勘案し，定量化した上で調整する。

イ P F I 事業として実施する場合

- ・ 事業者が特別目的会社を設立することを条件とする。
- ・ 次の費用を対象とする(国が直接実施する場合と同一)。

維持管理に関する業務	(センター) 建築物保守管理業務費，建築設備運転監視業務費，修繕業務費
運営に関する業務(実施方針に定めるもの)	(センター) 総務業務費，收容関連サービス業務費，警備業務費，作業業務費，教育業務費，医療業務費，分類事務支援業務費 (黒羽刑) 総務業務費，收容関連サービス業務費，警備業務費，作業業務費，教育業務費，分類事務支援業務費

- ・ 国が直接実施する場合から，民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を見込んで算出する。
- ・ 資金調達に係るコスト，リスク管理コスト，アドバイザー費用，諸税，P F I 事業者の運営費用等を見込んで算出する。
- ・ 事業者の収入は，国から支払われる維持管理，運営業務の対価のみとして算出する(購買業務及び職員食堂運営業務の実施により得られる収入は考慮していない。)

ウ 共通の条件

- ・ インフレ率は考慮しない。
- ・ 割引率は4%とする。
- ・ 適切な調整
国が支払う消費税(5%)のうち国税相当分(4%分)並びに事業者が支払う法人税及び消費税のうち国税相当分を還元する。

(2) 定量的評価の結果

本事業をP F I 事業として実施する場合には，国が直接実施する場合に比べて，本事業に必要な国の財政負担は，現在価値ベースで約1.1%程度軽減されることが期待できる。

9 . P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I 事業として実施する場合には，次のような定性的効果が期待される。

- ・ 民間資金の活用による財政負担の平準化

- ・ 民間事業者のノウハウ等の活用による犯罪傾向の進んでいない受刑者に対し，それぞれの問題性に特化した矯正処遇の実施及び円滑に社会復帰できる環境の形成
- ・ 官製市場への民間参入の拡大による雇用創出及び経済効果
- ・ センター及び黒羽刑の業務をバンドリングし一括して民間事業者に委託することによる業務の効率化

10. P F I 事業として実施することの総合的評価

本事業を P F I 事業として実施することにより，定量的及び定性的効果を期待できることから，P F I 事業として実施することが適当であると認め，P F I 法第 6 条の規定に基づき，本事業を特定事業として選定することとする。